

# 第6回 優先的検討部会資料

2017年12月1日

# 目次

○ 第6回優先的検討部会では、以下項目について議論・報告を行う。

1. 優先的検討規程の策定・運用状況について

2. 規程の策定・運用状況を踏まえた現状課題の把握について

3. 地方公共団体における規程の策定・運用事例のヒアリング結果について

4. 優先的検討の取組の推進に当たっての課題や論点について(資料2)

# 1. 優先的検討規程の策定・運用状況について

# 優先的検討規程の策定状況①

○平成29年3月末時点の優先的検討規程の策定状況についてアンケート調査を実施(回答率:100%)

策定主体		団体数	策定済(※1)		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない
						うちH29年度中			
国		13	9	69.2%	4	4(※2)	13	100.0%	0
地方公共団体	都道府県	47	34	72.3%	13	10	47	100.0%	0
	政令市	20	18	90.0%	2	2	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	70	61.4%	43	32	113	99.1%	1
	小計	181	122	67.4%	58	44	180	99.4%	1
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	182	36	206	12.8%	1,401
	合計	1,788	146	8.2%	240	80	386	21.6%	1,402

(※1) 地方公共団体の策定済には「平成29年3月中に策定見込み」と回答した団体も含む

(※2) 2省庁は平成29年4月に策定見込み



○平成29年9月末時点の優先的検討規程の策定状況についてアンケート調査を実施(回答率:100%)

策定主体		団体数	策定済		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない
						うちH29年度中			
国		13	12	92.3%	1	0	13	100.0%	0
地方公共団体	都道府県	47	32	68.1%	15	15	47	100.0%	0
	政令市	20	18	90.0%	2	2	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	69	60.5%	43	35	112	98.2%	2
	小計	181	119	65.7%	60	52	179	98.9%	2
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	272	20	296	18.4%	1,311
	合計	1,788	143	8.0%	332	0.0%	475	26.6%	1,313

## 優先的検討規程の策定状況②

### 平成29年3月から9月までの、優先的検討規程策定状況の主な動きについて

○国については新規に3省庁が策定し、策定率は現在92.3%となった

- ✓ 新規に策定した省庁:警察庁、文部科学省、農林水産省
- ✓ 財務省は対象事業となる国家公務員宿舎の今後のあり方を検討中であり、その検討結果を踏まえて策定することから平成30年度に策定する見込み

○3月末時点で規程を未策定である地方公共団体58団体を対象に訪問等による助言等の支援を実施

- ✓ 訪問等の支援を実施した団体数:38団体
- ✓ 9月末時点で新規に策定した団体数:8団体

○訪問等の際に各地方公共団体から寄せられた主な課題(詳細は後掲)

- ✓ VFM計算シートを用いて算出した数値の妥当性の確保(削減率等の信用性等)
- ✓ 詳細検討に移行する際の調査費用の確保
- ✓ 上記の通り、運用面を見据えた上で、事前調整を図らなければならないという声が多かった

○平成29年度内に策定完了見込みであったものの、完了しなかった団体が11団体あり、結果として9月末では合計119団体が策定済となった

# 国の優先的検討規程の運用状況

## 国の優先的検討規程(内閣府の例)

### 1 総則

(略)

### 2 優先的検討の対象とする事業及び検討開始時期

#### 一 優先的検討の対象とする事業

建築物の整備等に関する事業、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業その他の民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業のうち別表の左欄に掲げる事業(以下「対象事業」という。)を優先的検討の対象とする。ただし、現にPPP/PFI手法の導入を前提とした検討がされている場合及び災害復旧事業その他の緊急に実施する必要がある場合については、この限りでない。

#### 二 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、別表の左欄に掲げる事業の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

### 3 PPP/PFI手法の選択及び公表

対象事業については、原則として包括的民間委託方式を選択するものとする。例外的に分離・分割発注を行う場合においては、その理由を公表するものとする。なお、対象事業について包括的民間委託方式以外のPPP/PFI手法を導入する場合においては詳細に検討を行ったうえ、その結果を公表するものとする。

### 4 規程の見直し

内閣府は、規程の運用の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(略)

別表

対象事業	検討開始時期
内閣府本府インフラ長寿命化計画(行動計画)に規定された内閣府本府が維持管理する施設(※)の運営等に関する事業(ただし、単年度の事業費が1億円以上のものに限る。)	既存契約終了時の2年前を目途に検討の開始を行う。

(※内閣府本府庁舎、永田町合同庁舎等)

(略)

## 平成29年度における優先的検討規程の運用状況

- ✓ 速やかに規程を策定した省庁においても、まだ策定から半年しか経過しておらず、どの省庁においても平成29年度上期での検討実施事例はないという状況
- ✓ 平成28年度は国の事業として『海の中道海浜公園研修宿泊施設等管理運営事業』や『大阪第6地方合同庁舎整備等事業』等、6件のPFI事業の実施方針を公表しており、今後は規程の運用により国においても一層のPPP/PFI事業の導入が進むことが期待される



海の中道海浜公園研修宿泊施設

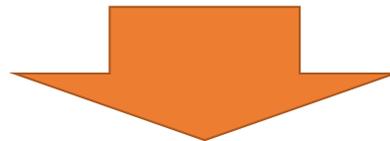
# 地方公共団体の優先的検討規程の運用状況①

## ○平成29年度上半期における優先的検討規程の運用状況

運用主体	策定済団体数	規程に基づいた各検討プロセスを実施した団体数(※1)			今後検討開始予定の団体数		【参考】平成32年度までに事業費総額10億円以上または運営費1億円以上の事業を実施予定と回答した団体数(※2)
		簡易検討を実施した団体数	詳細検討を実施した団体数	PPP/PFI手法を採用しない場合、その旨を公表した団体数		うちH29年度中	
都道府県	32	9	4	1	4	2	24
政令市	18	6	4	1	4	3	14
人口20万人以上の市区	69	18	7	0	20	5	42
<b>小計</b>	<b>119</b>	<b>33</b>	<b>15</b>	<b>2</b>	<b>28</b>	<b>10</b>	<b>80</b>
(参考)人口20万人未満の市区町村	24	6	1	0	4	2	7
<b>合計</b>	<b>143</b>	<b>39</b>	<b>16</b>	<b>2</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>87</b>

(※1) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

(※2) 平成28年10月時点の内閣府調査によるもの

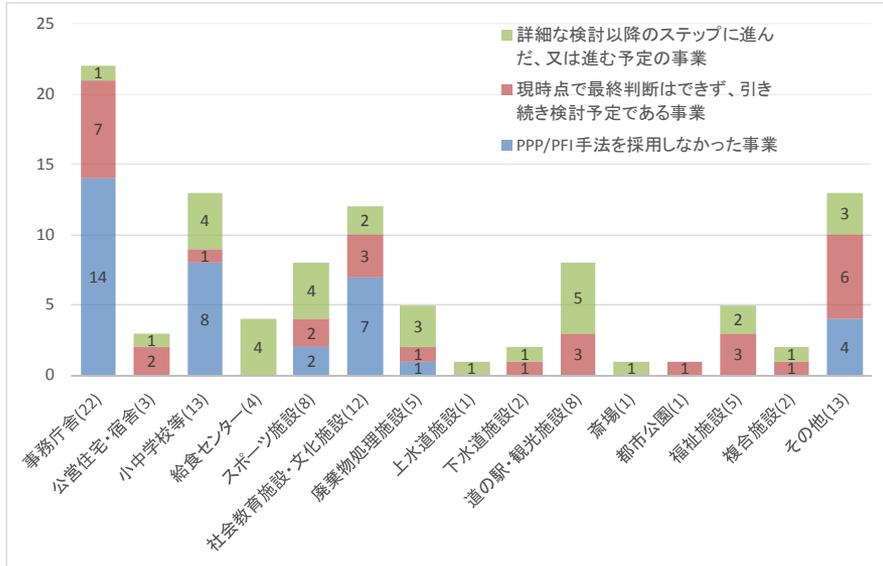


規程策定済である地方公共団体のうち、簡易な検討以降のプロセスを実施している団体数は、人口20万人以上の団体で33、人口20万人未満の団体で6となっている。今後も随時検討が開始されていく予定であり、内閣府としてしっかりとフォローアップしていく。

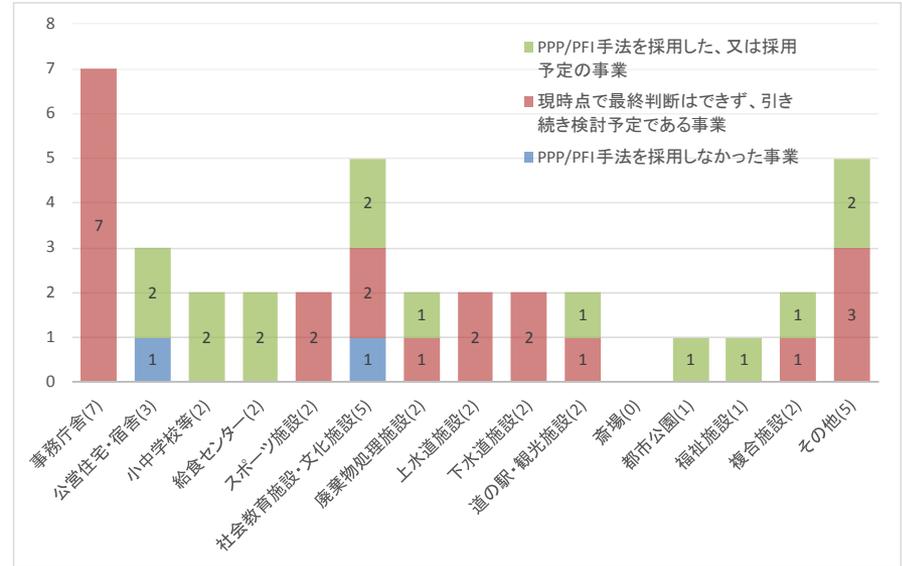
# 地方公共団体の優先的検討規程の運用状況②

## <事業分野別の状況>

(1) 簡易な検討の実施件数



(2) 詳細な検討の実施件数



○簡易な検討の全体の状況(全100件)

詳細な検討以降のステップに進んだ、又は進む予定の事業の割合 : 33%  
 現時点で最終判断はできず、引き続き検討予定である事業の割合 : 31%  
 PPP/PFI手法を採用しなかった事業の割合 : 36%

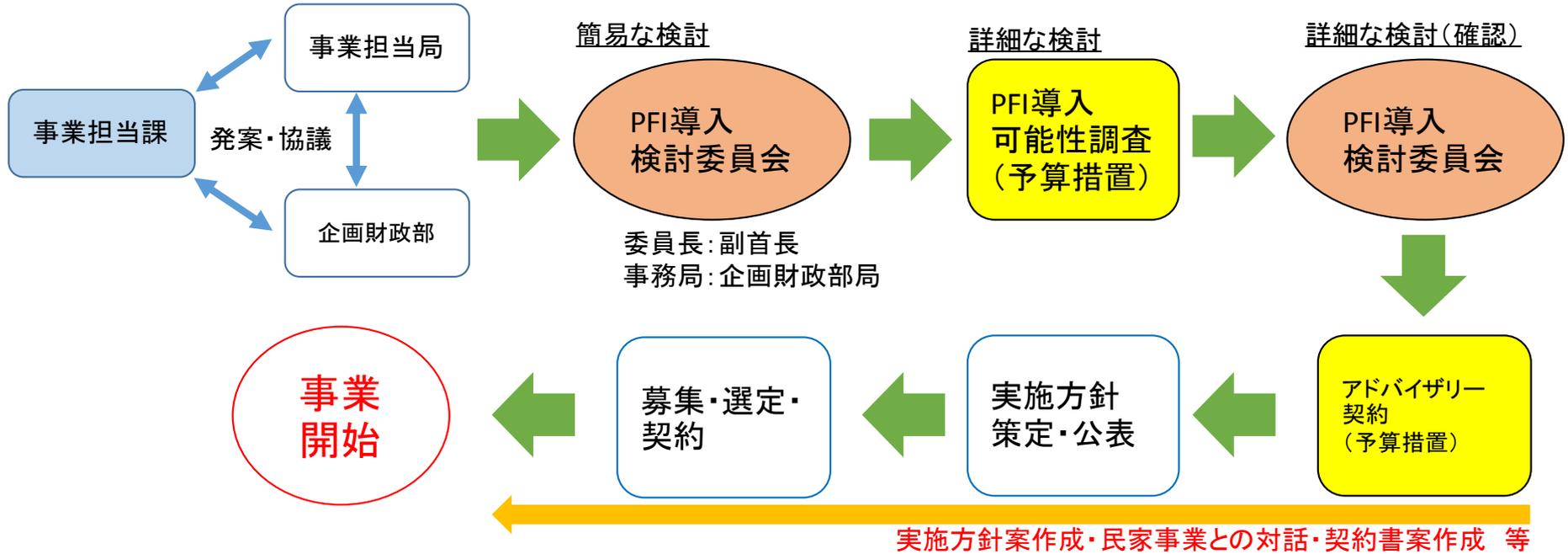
○詳細な検討の全体の状況(全38件)

PPP/PFI手法を採用した、又は採用予定の事業の割合 : 39%  
 現時点で最終判断はできず、引き続き検討予定である事業の割合 : 55%  
 PPP/PFI手法を採用しなかった事業の割合 : 5%

- ✓ 簡易な検討・詳細な検討ともに事務庁舎や社会教育施設・文化施設の件数が多かった。
- ✓ 簡易な検討段階ではPPP/PFI手法を採用しなかった事業の割合は36%となったが、詳細な検討まで進んだ場合、同割合は5%となった。
- ✓ 簡易な検討の結果、PPP/PFI手法を導入しなかった事業は事務庁舎が多かったが、この理由としては主に、「運営費の比重等が小さくVFMが出なかった」、「事業実施にあたって時間的な制約があった」というものがあった。
- ✓ その他の分野において、手法を導入しなかった理由として、「効率的な事業実施やサービス向上が期待できなかった」、「民間事業者が参画する余地がなかった」が多くあげられた。

# 地方公共団体の優先的検討規程の運用状況③

○地方公共団体における優先的検討のプロセスの運用フローの事例



○簡易な検討段階で以下のチェックリストを提出

項目
安定的かつ継続的なサービス需要が見込まれるか？
事業の開始までに、2年程度の余裕があるか？
法的な制限等により民間による実施に大幅な制約がないか？
VFMが出ているか？(VFM試算表とともに確認するもの)
民間に同種・類似の業務が存在するか？
民間ノウハウの活用により効率的なサービスの提供が可能か？
施設内容や運営に創意工夫の余地があるか？
利用料等の収益が見込めるか？
総事業費に占める維持管理や運営等に要する費用の割合が大きいのか？
設計・建設・維持管理・運営等を一括して発注できるか？
民間が事業主体であることで資金調達上のデメリットはないか？

定量面、定性面からの総合的な判断を実施

## 2. 規程の策定・運用状況調査を踏まえた現状課題の把握について

# 調査の概要

## 【アンケート調査概要】

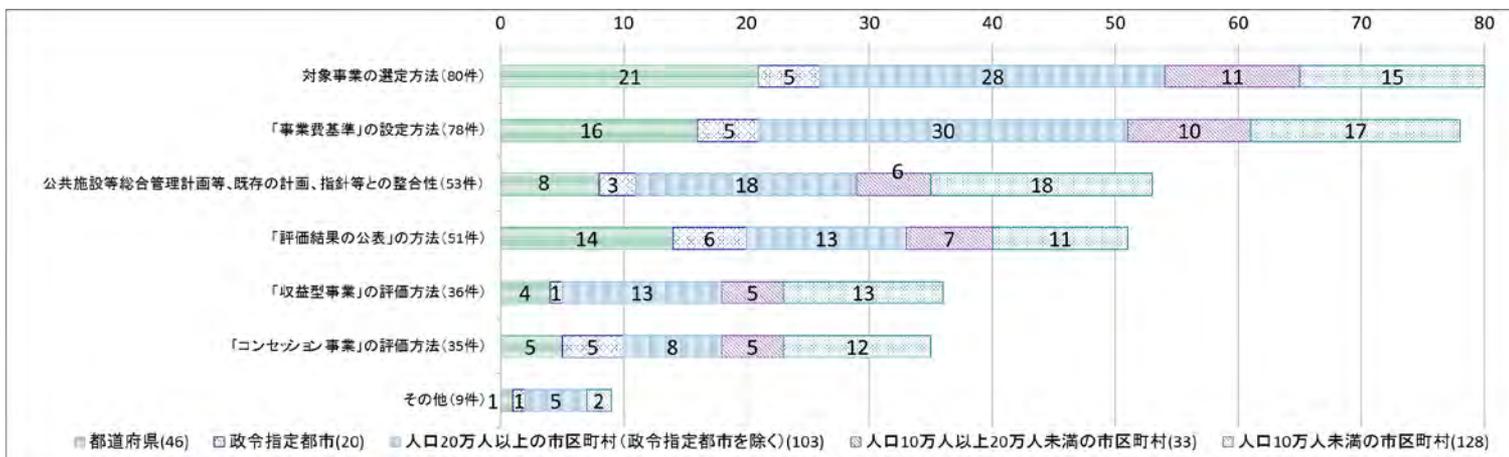
実施目的: 規程の策定・運用状況と課題の把握

既に調査した優先的検討規程に関する全体的な課題をベースとし、実際に策定するプロセスや運用するプロセスにおける課題をさらに深掘りするもの

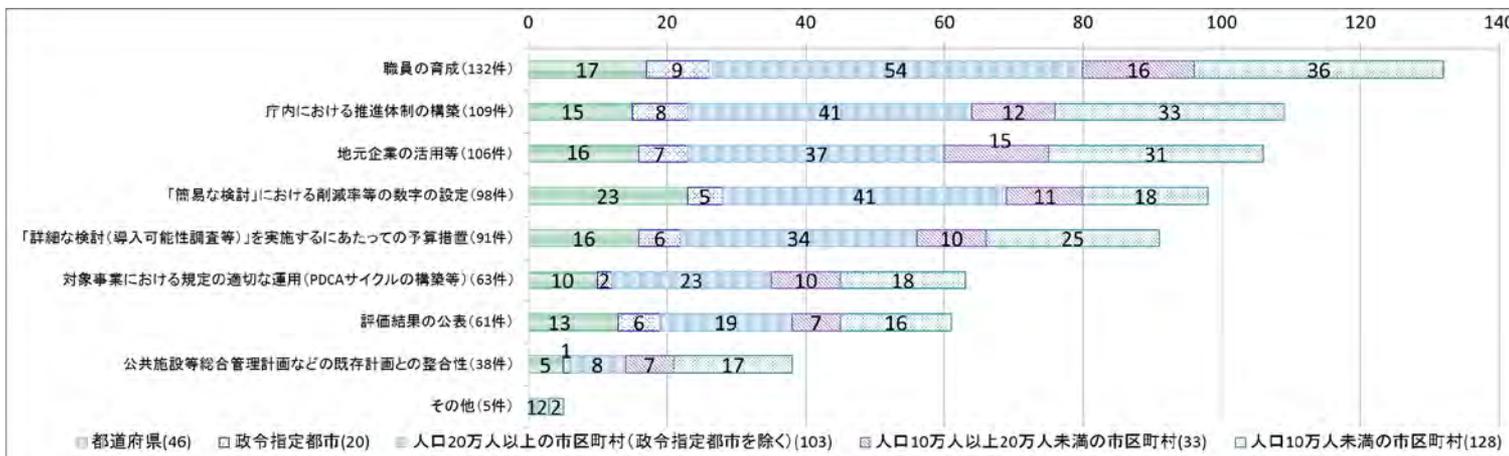
実施時期: 平成29年9月27日～平成29年10月18日

(参考) 優先的検討規程に関する全体的な課題(平成28年10月時点の内閣府調査より)

### 策定面



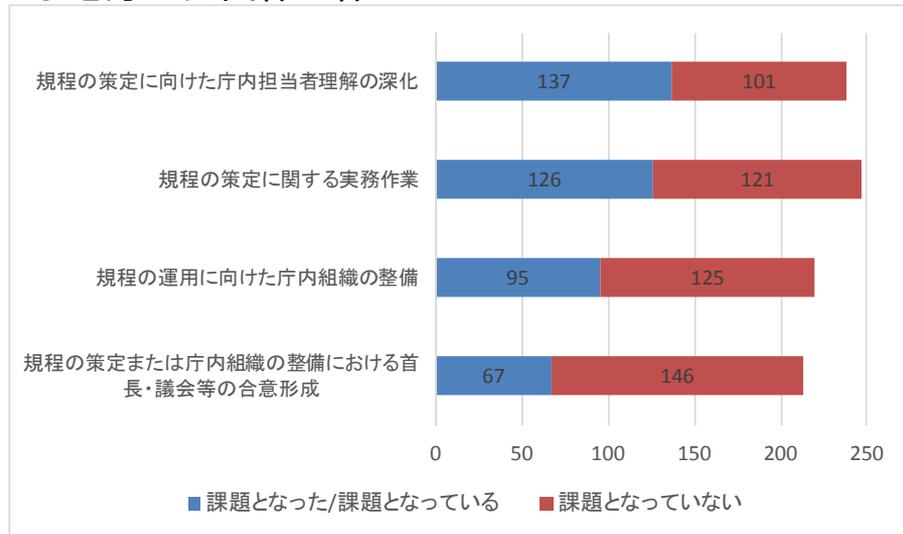
### 運用面



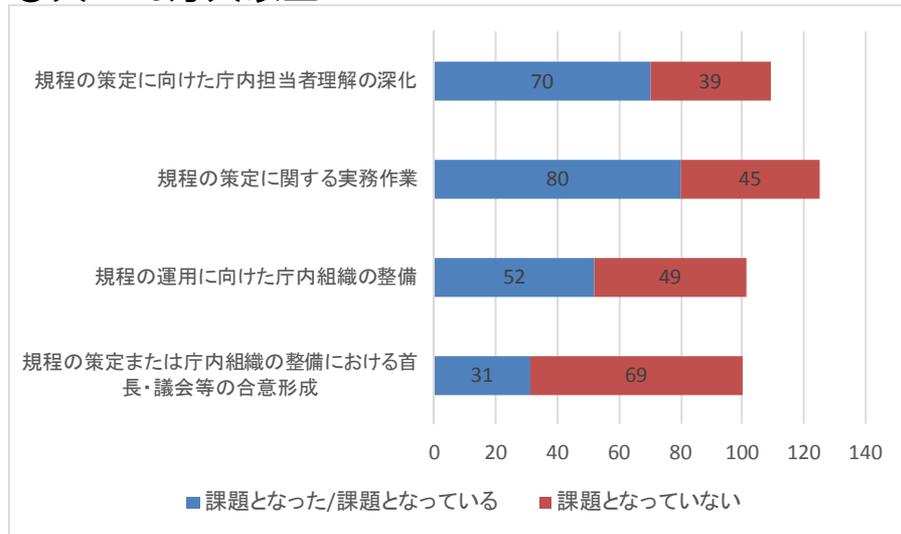
# 規程を策定する上での課題について①

## 優先的検討規程を策定する上で、どの過程に課題を抱えているか

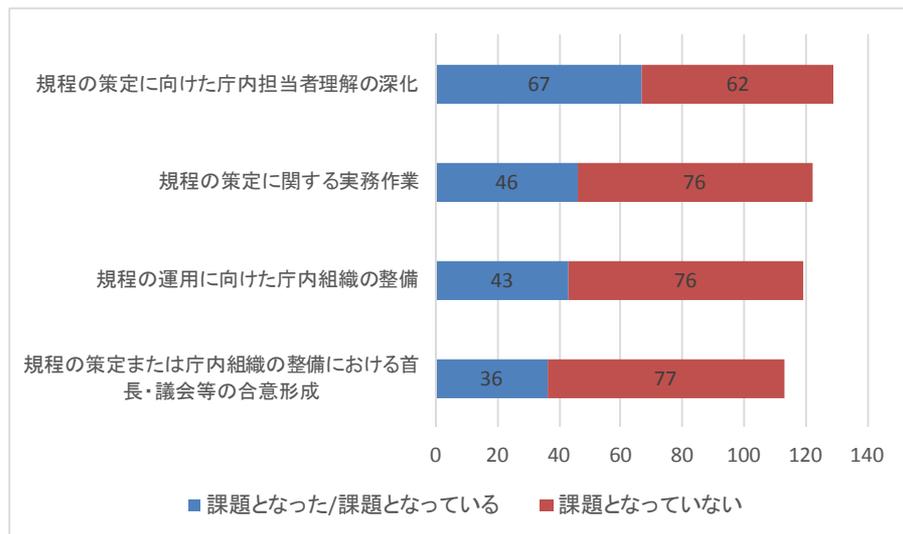
### ○地方公共団体全体



### ○人口20万人以上



### ○人口20万人未満



### 調査分析による傾向等

- 「庁内担当者理解の深化」と「策定に関する実務作業」が課題として多くあげられていた。
- 20万人以上では「策定に関する実務作業」が、20万人未満では「庁内担当者理解の深化」が課題として多くあげられていた。
- 20万人未満ではまず最初のステップである「庁内担当者理解の深化」がうまく進められていない可能性がある。(当該団体では全1607団体中、回答しているのが160団体とおよそ10%であるため留意が必要)

# 規程を策定する上での課題について②

## 優先的検討規程を策定する上で、どのような課題を抱えているか (アンケート調査以外で把握したもの)

### ○地方公共団体訪問等の際に各団体から寄せられた主な課題

- ✓ 対象事業を丁寧に整理するように首長指示が出ており、その対応のために時間を要している。
- ✓ 議会から委託費削減を強く言われており、導入可能性調査を行う案件を絞る必要があるため、規程の仕組みづくり(優先的検討の網の掛け方)に苦慮している。
- ✓ 規程の策定を前向きに考えているものの、マンパワーに限界があり(主担当は1名)、手が回っていないのが実態。
- ✓ PFI事業の経験がなく、職員の理解不足等がネックとなっている。
- ✓ 市として官民連携の重要性を踏まえて勉強をしているが、VFM計算シートを用いて算出した数値の妥当性に疑問を持っている。
- ✓ 既存の指針との整合性を調整するのに時間がかかっている。

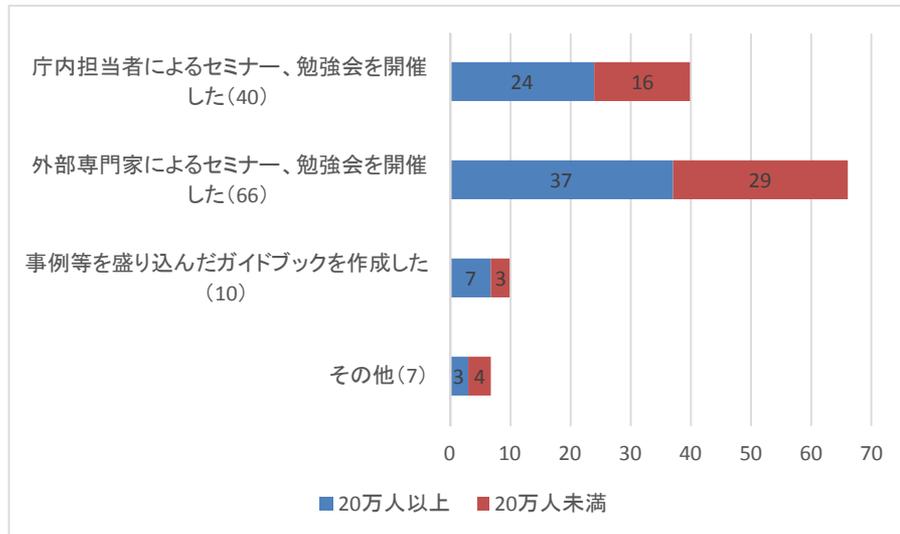
### ○平成28年度内の策定が見送られた主な課題・理由等

- ✓ 規程の運用を見据えた上で、庁内体制の調整や定性的な評価方法等の指標についての合意が年度内にできなかった。
- ✓ これまでも民間活力の活用は検討してきており、規程を策定するメリットについて庁内で再度検討するということになった。
- ✓ 人事異動等に伴い、最終合意形成のための会議の開催が遅延してしまった。

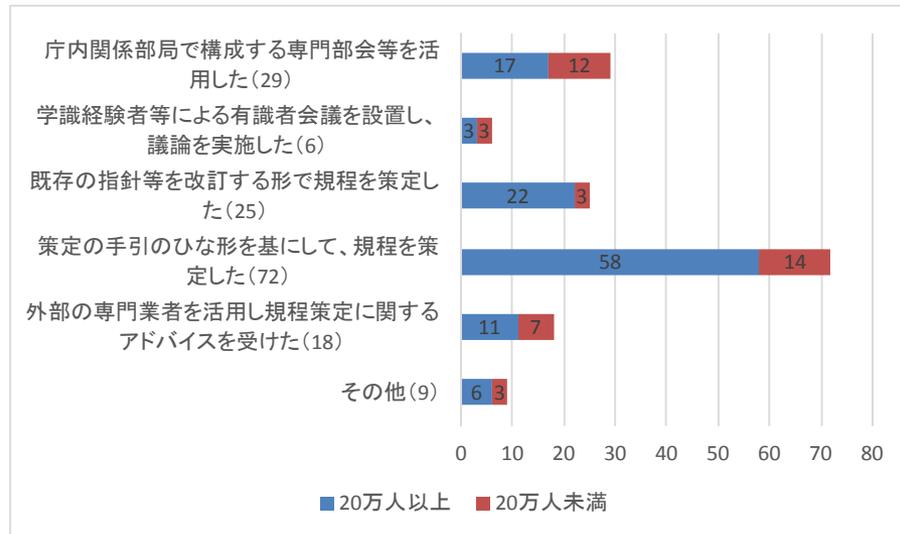
# 規程を策定する上での工夫について①

## 各過程ごとに見られた策定における工夫点

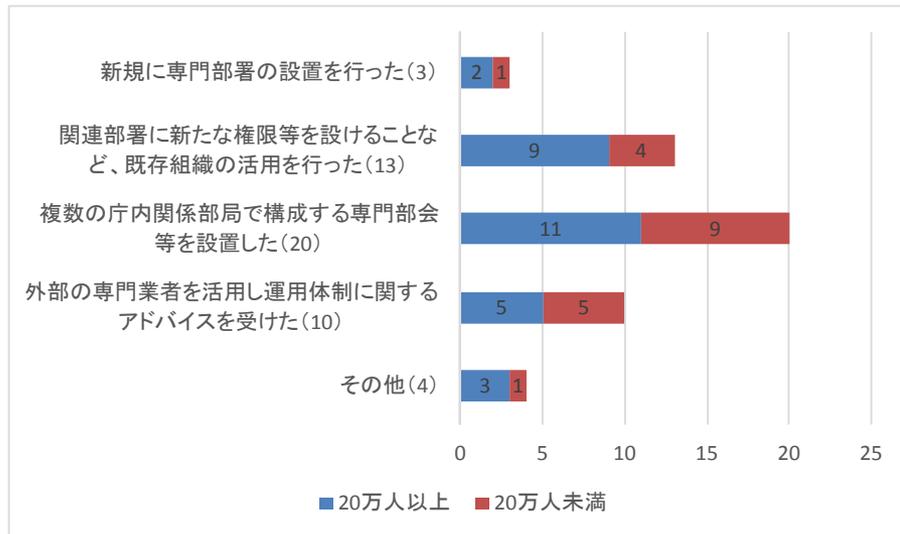
### 過程①：庁内担当者理解の深化の段階



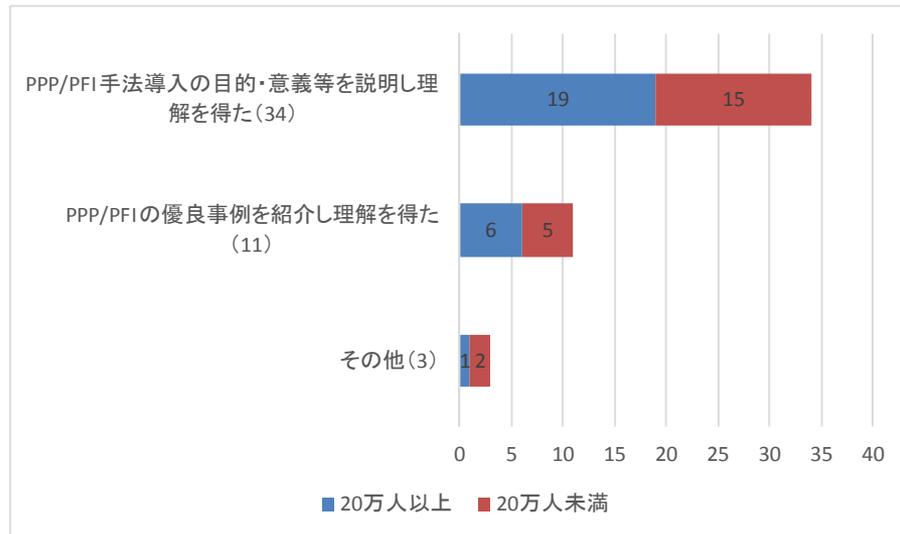
### 過程②：策定に関する実務作業の段階



### 過程③：運用に向けた庁内組織の整備の段階



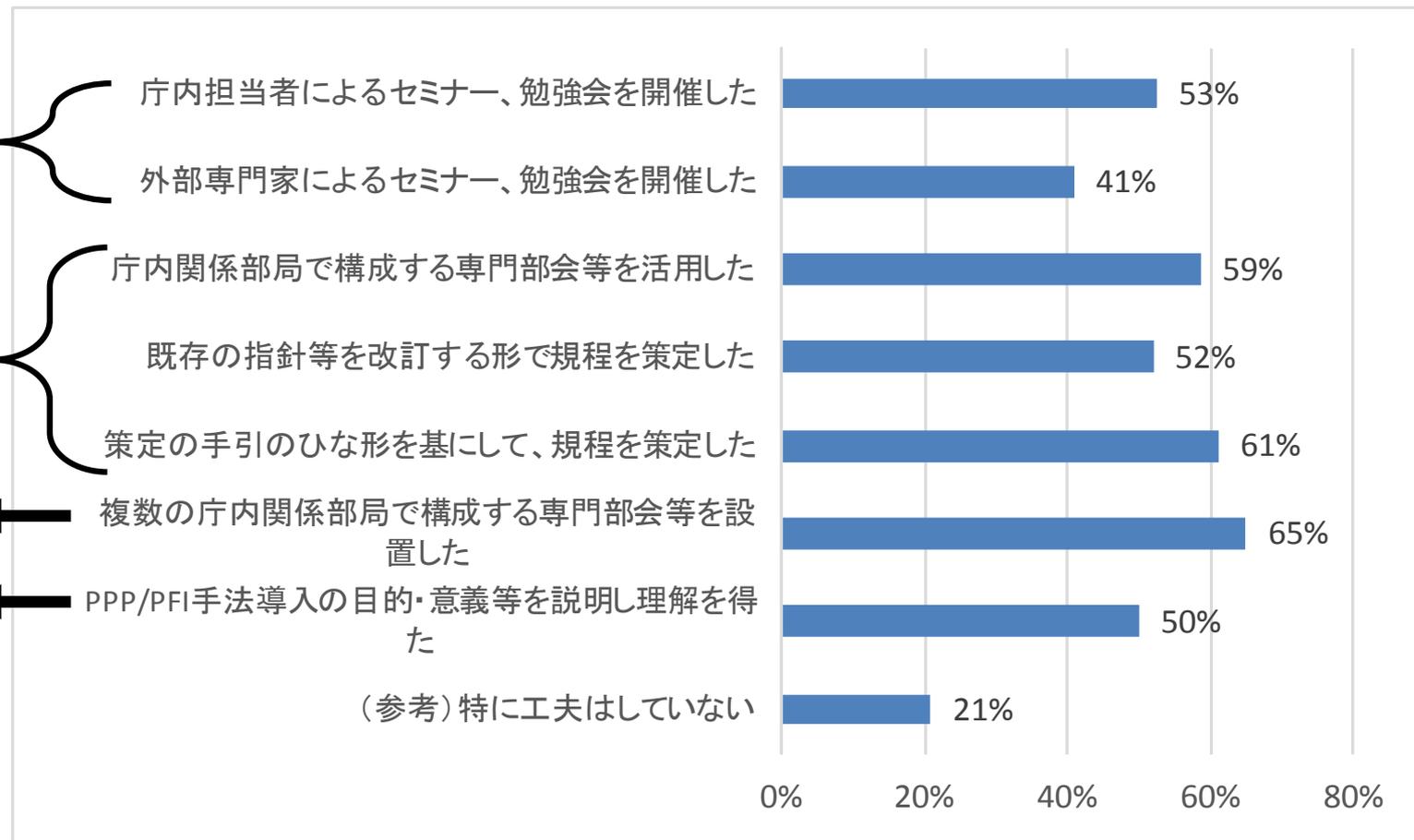
### 過程④：策定及び庁内組織整備における首長・議会等の合意形成の段階



# 規程を策定する上での工夫について②

## 各工夫点についての効果

○各取組を実施した団体中、規程を現時点までに策定できた団体の割合(20団体以上が取り組んだものを抜粋)

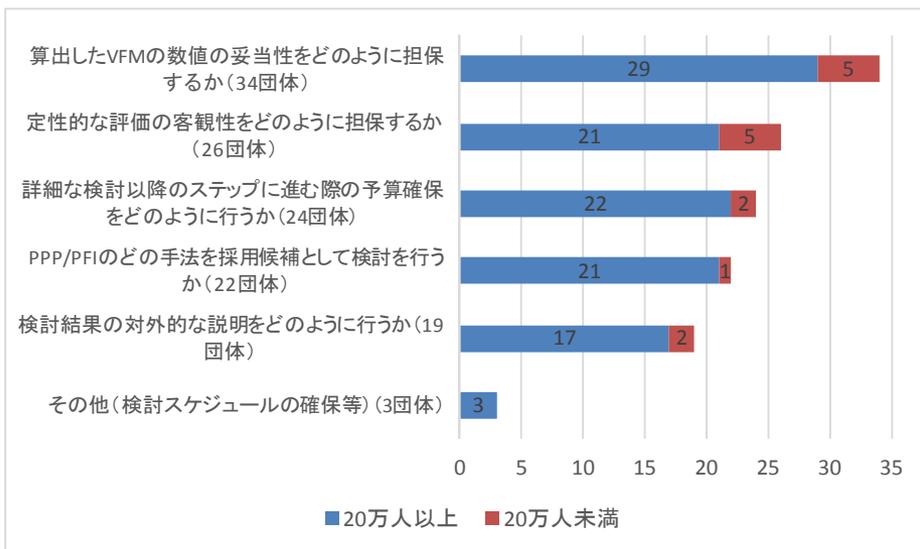


### 調査分析による傾向等

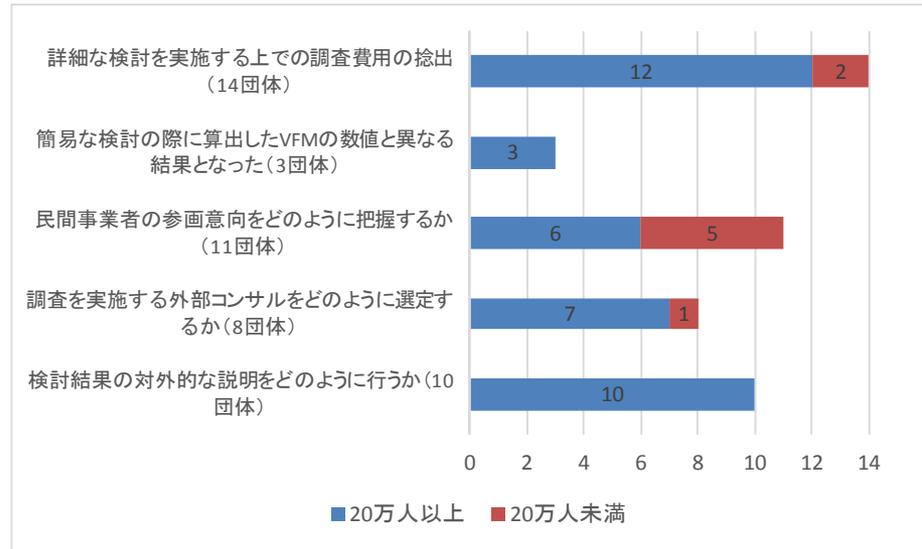
- 「外部専門家によるセミナー、勉強会の開催」や「策定の手引を元にした」が工夫として多くあげられていた。
- 庁内で関係部局で専門会議等を設置しながら取り組んでいる自治体においては規程の策定率が高かった。

# 規程を運用する上での課題・工夫について

## ○簡易な検討を実施する上で課題となった内容



## ○詳細な検討を実施する上で課題となった内容



## ○それぞれの過程で工夫を施した内容

工夫事項一覧
検討案件も増加し、導入件数の増加も見込まれることから、PFI基本方針の改版を進めており、その中で、評価基準の考え方を一定程度整理する予定。【簡易な検討】
他市も含め、同種施設でPFIの実績がある場合は簡易な検討は省略している。【簡易な検討】
複数社との対話により裏を取る。(実際にPFIに手を上げてくれるかわからない。)【簡易な検討】
WGを設置し、検討を重ねた。【簡易な検討】
採用すべきPPP/PFI手法について他都市事例を参考に選定した。【簡易な検討】
導入可能性調査において、最も効果的で効率的な事業手法を検討する。【簡易な検討】
財政担当部署と調整のうえ、優先的検討の対象になると予想される事業については、その後の予算要求等にあたってあらかじめ留意するよう、事前に事業所管部署等に情報提供を行った。【簡易／詳細な検討 共通】
選択したPPP/PFI手法適性を粘り強く議会へ説明した。【詳細な検討】

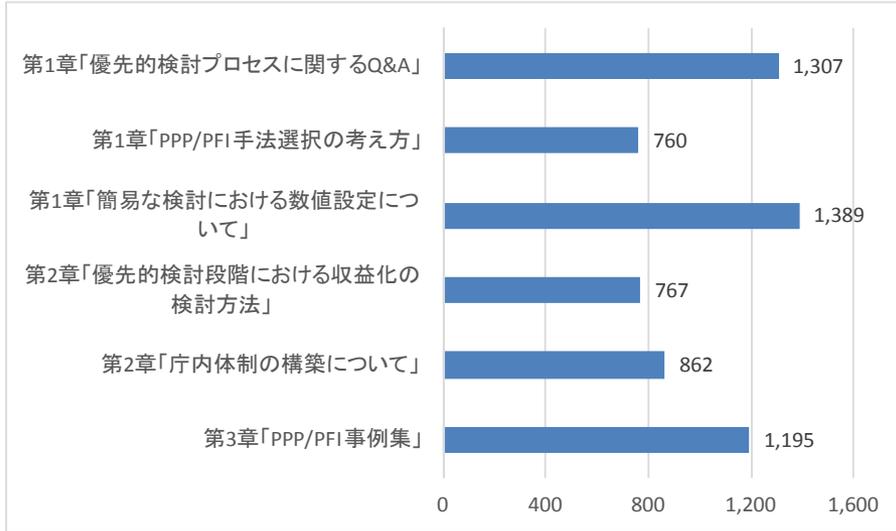
## 調査分析による傾向等

- 簡易な検討においては、「VFMの妥当性の確保」や「定性的な評価の客観性の確保」が課題として多くあげられていた。
- 詳細な検討においては「調査費用の捻出」や「民間事業者の参画意向把握」が課題として多くあげられていた。
- 評価基準の見直し、官民対話の実施、予算確保に関する留意事項を事前に周知するなどの工夫点が見られた。

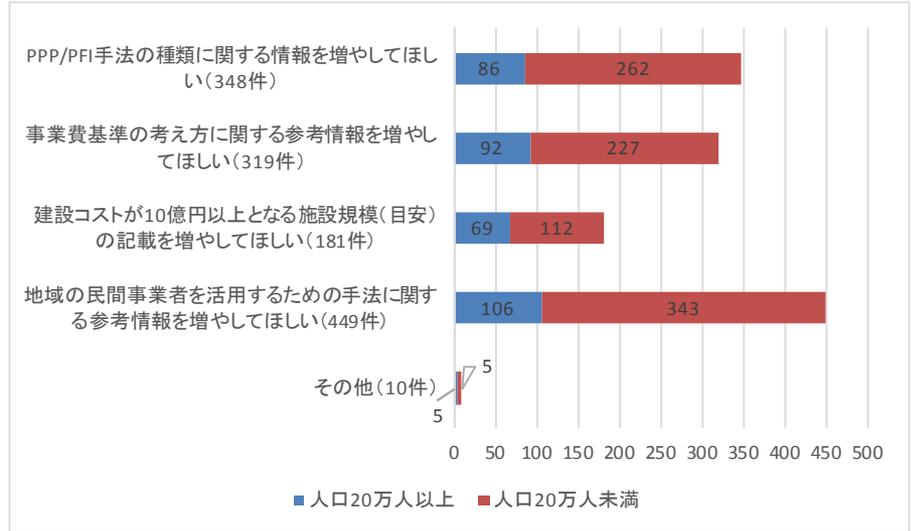
# 運用の手引に関する主な意見①

優先的検討規程運用の手引について、今後改善を要望する点、新たに記載して欲しい情報を調査

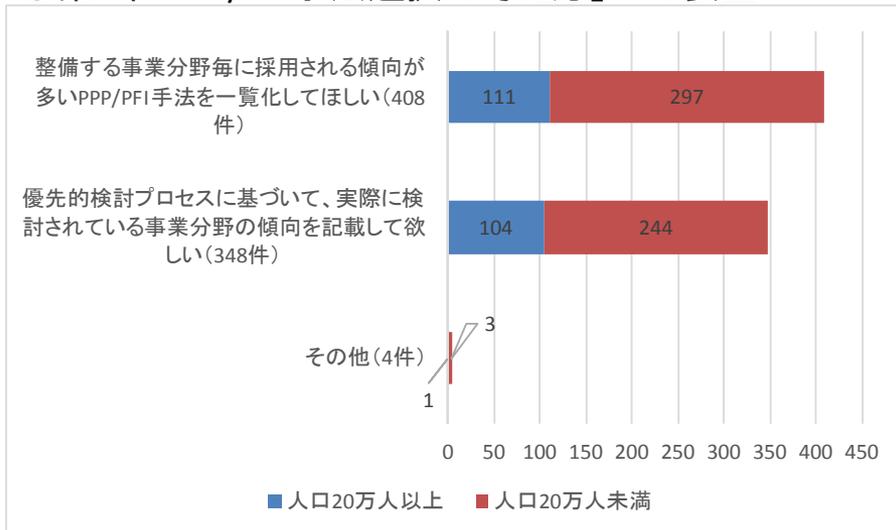
## ○全体(情報の改善、追加等を望む箇所)



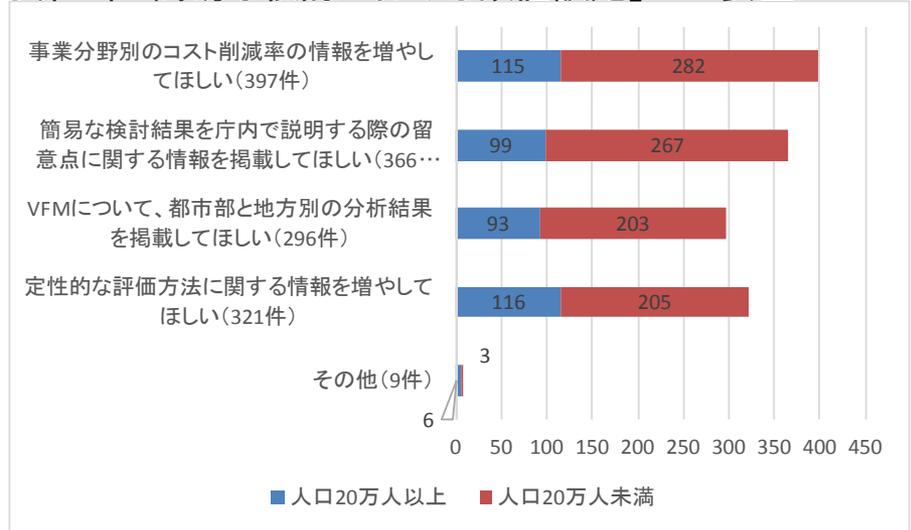
## ○第1章「優先的検討プロセスに関するQ&A」への要望



## ○第1章「PPP/PFI手法選択の考え方」への要望

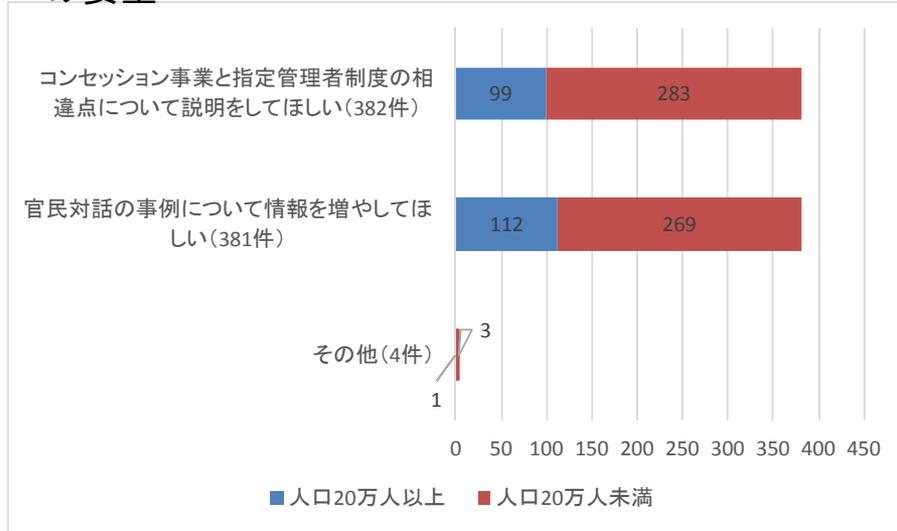


## ○第1章「簡易な検討における数値設定」への要望

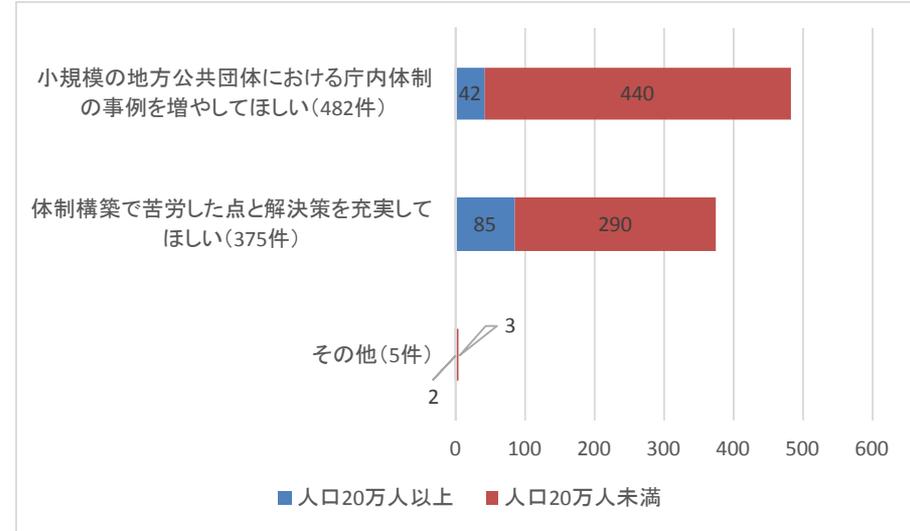


# 運用の手引に関する主な意見②

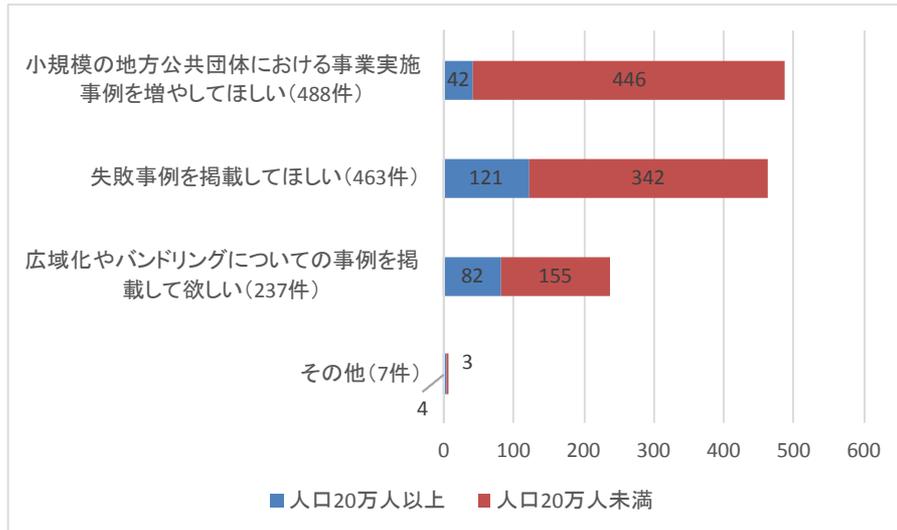
## ○第2章「優先的検討段階における収益化の検討方法」への要望



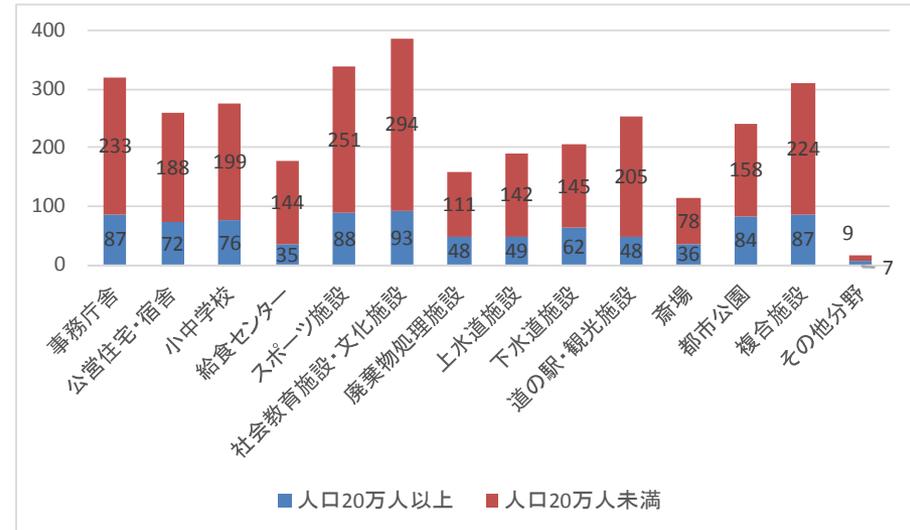
## ○第2章「庁内体制の構築について」への要望



## ○第3章「PPP/PFI事例集」への要望



## ○具体的に事例を増やしてほしい分野



### **3. 地方公共団体における規程の策定・運用事例のヒアリング結果について**

# 規程策定・運用事例について(ヒアリング対象選定の考え方)

地方公共団体の規程策定・運用の状況についてヒアリング調査を実施し、今後横展開を図る予定

- ヒアリング調査に当たっては、以下の考え方を中心に対象地方公共団体を選定。(平成29年3月時調査内容より)
  - ✓ 規程の策定に際し、PPP/PFI推進のための庁内体制構築ができた団体
  - ✓ 規程の策定に際し、関係部局間との調整に工夫点を施した団体
  - ✓ PPP/PFI導入に際し、定量評価に加え、定性的な指標も設け総合的な判断を実施している団体
  - ✓ 少人数でも迅速に策定ができた、または大人数ながら策定までに時間をかけた団体

## 選定先一覧

地方公共団体名	人口規模
地方公共団体A	約70万人
地方公共団体B	約60万人
地方公共団体C	約50万人
地方公共団体D	約30万人
地方公共団体E	約20万人(未満)

# ヒアリング結果(地方公共団体A)

## ■ヒアリング概要(①規程策定の取組、②規程運用の状況、③運用の手引に関する要望)

	項目	内容
①	体制と期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共資産経営課(当時)の担当で検討を実施</li> </ul>
	規程の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に策定していた指針を発展させる形で規定</li> <li>指定管理者制度等の一部の運営を担う手法については、規程から除外</li> </ul>
	庁内合意形成プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当課にて作成の上、庁内に設置されている「PPP/PFI検討会」に報告</li> </ul>
	課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体Aと地方銀行の共催で職員向け勉強会を開催、内閣府職員も登壇</li> <li>地元企業に対する勉強会についても今後開催予定</li> </ul>
	「策定の手引」への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI手法を採用しないことを公表するタイミングと内容がわかりにくい</li> <li>DB方式とBT方式の明確な差やメリットがわかりにくい</li> </ul>
②	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化会館の整備、未利用地活用案件2案件の簡易な検討を報告</li> </ul>
	対象事業の確認プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>「PPP/PFI検討会」にてPFI導入可能性調査を行う案件を選定</li> </ul>
	事業手法決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似事例は日本PFI・PPP協会のホームページで確認し、必要に応じて自治体への視察も実施</li> </ul>
	簡易検討のフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易検討の段階でも民間事業者との対話を実施</li> <li>施設の所管課と共同で定性的、定量的な評価を実施</li> </ul>
	詳細検討を実施する際のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程に示しているため、詳細検討の費用が認められない等の問題は無い</li> </ul>
	各プロセスにおける課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営手法については規程から除外するなどスリム化</li> <li>官民連携担当を企画部門に設置することで対象事業をスムーズに把握</li> </ul>
③	活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例を参照の上、必要に応じて各自治体への照会を実施</li> </ul>
	改訂要望箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>リースを採用した事例、インフラに関する事例、公共施設と他の施設を併せて整備した事例</li> </ul>

### ○ 特徴的な取り組み内容

- ✓ 過去に実施したPFIで事業開始後に問題が顕在化し追加費用が発生したため、財政部局をはじめ庁内にはPFIに不信感を持つ職員もいるが、一方で首長は財政状況に鑑み民間資金活用が必須と考えているため、トップダウンで現在推進に取り組んでいる
- ✓ 以前は官民連携担当を総務部局に置いていたために庁内の事業ニーズを把握できていなかったが、現在は企画部局に置き、早い段階から網羅的に把握することが可能となった
- ✓ 特にPFI事業は従来型に比べて時間が掛かってしまうため、簡易検討の時点で導入不相当とされてしまう事業も存在する

# ヒアリング結果(地方公共団体B)

## ■ヒアリング概要(①規程策定の取組、②規程運用の状況、③運用の手引に関する要望)

項目	内容	
①	体制と期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部行財政改革局業務効率推進課の担当者1名で策定</li> <li>策定済みの素案を基に、骨子を1日、規程案を2日程度で策定</li> </ul>
	規程の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費総額10億円以上、年間事業費1億円以上の事業を対象(急を要する事業や民間の創意工夫の余地が限られる事業は除外可)</li> <li>第一次検討で定量評価及び定性評価、第二次検討で外部アドバイザー</li> </ul>
	庁内合意形成プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当課で規程案を検討・策定、総務部長による決裁の後、議会へ報告</li> </ul>
	課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表されている都道府県レベルの規程を全て確認</li> <li>定量評価に加えて、定性評価を行うことも規定</li> </ul>
	「策定の手引」への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>VFM計算シートの構造上、VFMが出やすくなっている</li> <li>定期的に改訂し、金利等の数値を更新してほしい</li> </ul>
②	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館、空港、県営発電施設について検討を実施中</li> </ul>
	対象事業の確認プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先的検討を実施しなければ、設計等の予算計上ができない運用</li> </ul>
	事業手法決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似事例の情報収集は、事業課と共同で実施し、日本PFI・PPP協会や自治体のホームページを確認の上、必要に応じヒアリングを実施</li> </ul>
	簡易検討のフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量評価と定性評価を実施し、事業実現可能性を総合的に判断</li> </ul>
	詳細検討を実施する際のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業課が予算要求し、原則として公募型プロポーザルで事業者を選定</li> </ul>
	各プロセスにおける課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の事業者からの反発あり、対応策として講習会を実施</li> </ul>
③	活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>体系的にまとまっているため、事典的に活用</li> </ul>
	改訂要望箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合事業や改修事業の事例、リース等PFI以外の手法の事例</li> </ul>

### ○ 特徴的な取り組み内容

- ✓ 策定にあたり、公表されている規程を確認した。特に近隣の団体には、考え方や実際の運用について、電話による問い合わせを行った
- ✓ 副首長を座長とし、各部局長等で構成する戦略会議体にて事業の検討を実施する体制をとっている
- ✓ 国の指針では定量評価によって簡易な検討を行うこととされていたが、本自治体では従来の指定管理者制度に準拠した定性評価も併せて実施した

# ヒアリング結果(地方公共団体C)

## ■ヒアリング概要(①規程策定の取組、②規程運用の状況、③運用の手引に関する要望)

項目	内容	
①	体制と期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画財政局企画経営室の主担当者と経験年数が長い職員の合計2名</li> <li>既に策定されていた活用指針を改訂する形で8か月間で改訂</li> </ul>
	規程の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管部署と簡易検討及び定量評価と定性評価を実施</li> <li>定量評価のみではなく定性的なメリットを重視</li> </ul>
	庁内合意形成プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画財政局で活用指針の改訂案(本規程)を策定し、議会に報告</li> </ul>
	課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣自治体(政令市)の指針は以前から参考</li> <li>「地域密着型」のコンセプトを掲げ、評価点にも組み入れ</li> </ul>
	「策定の手引」への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算シートはシンプルで分かりやすい</li> </ul>
②	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期検討段階から事業化が済んだ事業まで様々だが、公営団地、少年自然の家、公民館・警察署、北児童センター、斎場5件の案件を実施</li> </ul>
	対象事業の確認プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算要求時点で対象事業の該当非該当について必ず確認</li> </ul>
	事業手法決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業手法はアドバイザー業務の中で最終的に決定</li> </ul>
	簡易検討のフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府の計算シートを定量評価に使用</li> <li>定性評価はフォーマットとして定めた指標ごとに当室が実施</li> </ul>
	詳細検討を実施する際のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管部署にて公募型プロポーザルを実施の上、アドバイザーを選定</li> </ul>
	各プロセスにおける課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕や指定管理者の担当者にPFI手法に関する説明を実施</li> </ul>
③	活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>熟読の上、活用</li> </ul>
	改訂要望箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>最適化事業債の活用に関する説明</li> </ul>

### ○ 特徴的な取り組み内容

- ✓ 定量評価は内閣府計算シートを利用しているが、定性評価は、フォーマットとして定めた指標毎に、第三者的立場として、事業所管部署とコミュニケーションをとりながら、PFI担当部署で評価している
- ✓ 「地域密着型」というコンセプトを掲げ、事業において当該要素を満たしているか、必要に応じ評価点に組み入れている
- ✓ 企画財政局に対しPFIにかかる説明を行い賛同を得ることにより、現在は事業所管部署も、PFIを検討せずに従来手法による施設の建て替えの提案を行っても、企画財政局で認められないことを理解している

# ヒアリング結果(地方公共団体D)

## ■ヒアリング概要(①規程策定の取組、②規程運用の状況、③運用の手引に関する要望)

	項目	内容
①	体制と期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共資産マネジメント推進課の前身部署の担当者1名で策定</li> <li>既に策定したPFI導入指針を踏まえて規程を策定</li> </ul>
	規程の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESCO事業等の一部のPPP手法については規定せず</li> <li>定性評価は明文化が困難であるため規定せず、今後の運用でカバー</li> </ul>
	庁内合意形成プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長級以上の3階層から構成されるマネジメント推進本部会議にてPPP/PFIの基本から周知を実施</li> </ul>
	課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内でPPP/PFI手法を採用する意識醸成</li> <li>PPP/PFI手法が必ずしも導入されるとは限らない段階の予算に関する理解</li> </ul>
	「策定の手引」への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>VFM計算シートについては、大体の条件でVFMが出るようになってきているため、今後改訂が必要ではないか</li> </ul>
②	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な案件はないが、対象になる事業は定期的に所管課から聴取</li> </ul>
	対象事業の確認プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課にて簡易検討を実施の上、導入可能性調査の予算要求</li> </ul>
	事業手法決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終的な事業手法の選択は、所管課にて実施することを想定</li> </ul>
	簡易検討のフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>VFM計算シートを使用</li> <li>実現可能性は事業者への見積もり依頼を行うことで把握</li> </ul>
	詳細検討を実施する際のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水処理場案件について国土交通省が作成したガイドラインも参考に検討を実施</li> </ul>
	各プロセスにおける課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザー業務、モニタリング業務の発注や業務内容が課題</li> </ul>
③	活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>特段の言及なし</li> </ul>
	改訂要望箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>RO方式を採用した事例</li> </ul>

### ○ 特徴的な取り組み内容

- ✓ PFI事業の経験がないため、策定の要請に従って、ほぼ『策定の手引き』通りに策定し、現在庁内で理解の浸透を図っているのが実態
- ✓ そもそもPPP/PFIの考え方に馴染んでいない職員も多く、ライフサイクルコストや導入可能性調査費用の発生等から理解を得ていく必要がある
- ✓ 導入可能性調査について、財政部局は調査費用が無駄になることを嫌うので、調査前から導入を確信できる案件のみを対象に発注できるが、確信できる案件では本来そもそも調査不要であるというジレンマを抱えている

# ヒアリング結果(地方公共団体E)

## ■ヒアリング概要(①規程策定の取組、②規程運用の状況、③運用の手引に関する要望)

項目		内容
①	体制と期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画部企画財政室長兼行政改革課長を筆頭に、所管課で中核となる職員18名で構成する「PFI庁内研究グループ(WG)」にて検討</li> <li>平成28年6月に設置、3回の会合を実施の上、平成29年3月に答申</li> </ul>
	策定を行った理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合管理計画との整合性を図るために策定</li> </ul>
	規程の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>定性評価、定量評価を実施、定性評価は運用段階で案件ごとに判断</li> </ul>
	庁内合意形成プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>WGにおける検討内容を企画部等の関係部内で協議し、幹部へ個別説明</li> </ul>
	課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先的検討規程策定の手引を参考に策定</li> <li>策定後、庁内全体に規程を策定したことをグループウェアにて周知</li> </ul>
	「策定の手引」への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
②	運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入可能性調査1件(動物園)を実施中</li> </ul>
	対象事業の確認プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課と協議を実施、協議後は所管課が実務を担当</li> </ul>
	事業手法決定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似事例は日本PFI・PPP協会や他自治体のホームページを確認、必要に応じて現地への視察も実施</li> </ul>
	簡易検討のフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入可能性調査時に民間事業者の意向を確認</li> </ul>
	詳細検討を実施する際のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI検討会で検討後、庁内での政策会議でも審議</li> </ul>
	各プロセスにおける課題・工夫点	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体EではPFI導入実績がない為、庁内説明の際には身近な事例で説明</li> </ul>
③	活用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>細かな点まで記載されており、参考にしている</li> </ul>
	改訂要望箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>斎場や水道の包括的民間委託の事例</li> </ul>

### ○ 特徴的な取り組み内容

- ✓ 人口20万人未満であり、これまでPFI事業の経験はないが、現在、検討を行っている案件があり、その案件を検討プロセスのルールに乗せ、進めやすくするために策定した(事業所管課からのボトムアップ)
- ✓ 対象事業の建設費、運営費を過去数年間分調査し、事業費基準を設定した
- ✓ これまでPFI事業の経験がないため職員の理解が課題だが、規程策定時や案件検討時の庁内説明において、PFIの理解を深めるため、身近な近隣自治体の事例を用いながら説明した

**【参考】 PFI推進委員会、計画部会における優先的検討に関する意見**

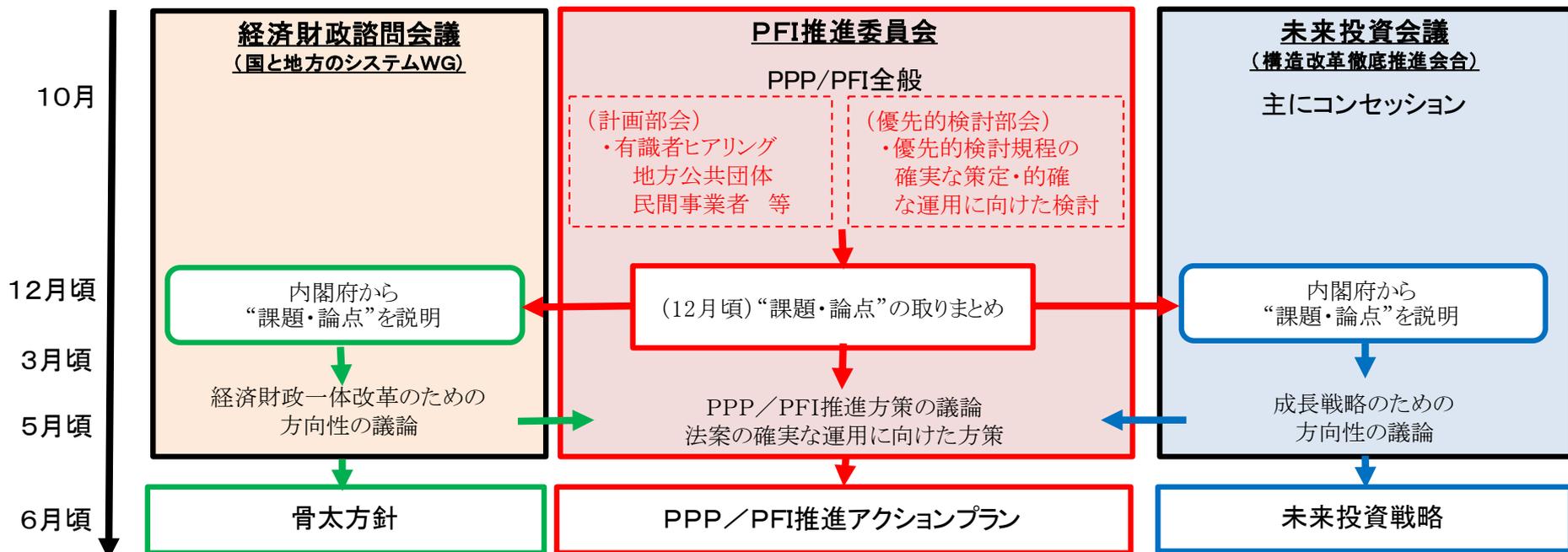
# PFI推進委員会／今後の進め方について

## 1. 当面の審議事項

- ① PPP／PFI事業規模目標21兆円(2013年度～22年度の10年間)の達成に向け、主な課題・論点をご審議頂き本年内に取りまとめた上で、年明け以降は推進方策について御審議頂く。(計画部会)
- ② 優先的検討規程の策定・運用状況のフォローアップ及び確実な策定・的確な運用のための方策について御審議頂く。(優先的検討部会)
- ③ 法案策定後(年明け以降)、来年2月頃に国会提出を予定しているPFI法改正法案の成立後の確実な運用に向けた方策について御審議頂く。

→ 骨太方針、未来投資戦略、PPP／PFI推進アクションプラン等に反映

## 2. 今後の進め方



※骨太方針、未来投資戦略と同日に策定

# PFI推進委員会、計画部会における優先的検討に関する意見

## 平成29年度に開催されたPFI推進委員会、計画部会における意見の一覧

ご意見・提言
10年ほど前に比べるとイコールフットリングはかなり実現しており、今後ますます推進していくには優先的検討規程の取組が推進されることが重要。
優先的検討について、現在は国および20万人以上の自治体に対して策定の要請を行ってきたが、人口規模に関わらずPPP/PFIが有効となる可能性の高い庁舎の建替が今後急速に進むと予想されるので、基本的に人口基準を撤廃すべき。
優先的検討について、簡易・詳細検討を一本化し、コンサル発注は必ずしも必要ないということを示すべき。
優先的検討の人口20万人未満への適用拡大について、国からの交付に際してはPFIを検討要件化することによってインセンティブ付与していくアプローチが考えられる。
PPP/PFI手続きの改善を図るべき。 (2) 優先的検討規程の人口規模要件の撤廃、公的不動産数値目標の全団体への拡大、事業規模要件の見直し(一体的事業の分離・分割禁止) (3) 優先的検討規程の実施状況の情報公開
優先的検討規程等の枠組みを円滑にまわすための詳細な庁内の検討手順、意思決定手順等のモデル化が必要。
優先的検討において、PPP/PFI手法を導入しない場合の評価を第三者が評価できるような仕組みづくりが必要。
優先的検討規程の運用に実効性を持たせるためには、インセンティブ・ペナルティの設定が必要。